

令和8年度青森県自治研修所自己啓発eラーニング実施要領

1 目的

職員の自己啓発を推進するため、新たなスキルや知識を習得するリスキリングやスキルアップの機会を職員に提供することを目的として、時間・場所に制約されない、インターネットを活用した自己啓発eラーニングを実施する。

2 受講対象者

県職員及び市町村職員。ただし、次の職員を除く。

- (1) 教員、警察官及び非常勤職員
- (2) 令和8年度DX推進員育成研修受講者として決定された県職員

3 受講定員

1回次当たり130名

4 受講申込

- (1) 受講期間及び申込期限

各回次の受講期間及び申込期限は別表のとおり

- (2) 申込方法

受講希望者が青森県自治研修所のホームページから青森県電子申請・届出システムにより回次ごとに申込を行う。

ア 申込

受講希望者は、青森県自治研修所のホームページに掲載する回次ごとのURL（青森県電子申請・届出システム）により必要事項を入力の上申込をする。

イ 注意点

- ・ 申込に使用するメールアドレスは、本人確認のため、所属から提供を受け業務で使用しているメールアドレスとする。
- ・ メール受信が確認できなかった場合は、受講申込を無効とする。

- (3) 申込から受講開始までの流れ

- ①電子申請・届出システムによる申込
- ②取りまとめ（青森県総務部人事課）
- ③民間専門機関eラーニングシステムから登録メールアドレスあて招待メール送信
- ④アカウント登録
- ⑤受講開始

5 対象講座

青森県総務部人事課が指定する民間専門機関が提供するeラーニングシステムの全講座

6 受講方法

別に定める令和8年度青森県自治研修所自己啓発eラーニング受講マニュアルのとおり

7 受講時間

(1) 県職員

青森県自治研修所自己啓発eラーニングは自治研修所研修ではないため原則として勤務時間外の受講とする。ただし、知事部局の受講者にあつては、一定の時間につき、青森県職員育成・確保方針「7 学びの時間の充実」に掲げる「業務に支障のない範囲に限って、職員が業務の合間にリスキリングやスキルアップに取り組むことができる時間」（学びの時間）として、勤務時間内に受講できることとする。この場合において、受講者は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月青森県条例第15号）第2条第1号の「研修を受ける場合」に該当するものとして、職務に専念する義務の免除の承認を受けなければならない。

(2) 市町村職員

各市町村の服務規程に基づいて受講すること。

8 受講者の経費負担

受講料は無料とする。ただし、受講者が自宅等において受講する場合のインターネット接続料等の費用は、当該受講者の負担とする。

9 受講者アンケート

受講者は、受講終了後別途通知するアンケートに回答すること。

10 その他

- (1) 受講に当たっては、県職員は青森県情報セキュリティ対策基準を遵守すること。また、市町村職員においても各市町村で定める情報セキュリティ対策基準等の遵守について留意すること。
- (2) 青森県総務部人事課は、必要に応じて受講者の受講状況等を確認することができる。
- (3) この要領で定めるもののほか必要な事項は、青森県総務部人事課が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年9月9日から施行する。